

【税金や保険料等の支払い猶予等をしてほしい】

支援策の名称	20 幼稚園授業料・保育料の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●幼稚園保育料の免除 ●保育園一時預かり保育料の免除 ●放課後児童クラブ負担金の免除 ●保育園保育料の免除(避難元の市町村が機能していない場合)
活用できる方	●震災により被災地域から伊達市内に避難している者 ●期限 平成24年3月末日まで
お問合せ先	こども部こども保育課 024-577-3141

支援策の名称	21 高齢者自立支援事業の一部負担金の免除
支援の内容	災害その他やむを得ない事情により負担金の納入が困難と認められる時は、その負担金を減額し、又は免除することができます。
活用できる方	高齢者自立支援事業を利用されている方
お問合せ先	健康福祉部高齢福祉課 024-575-1299

支援策の名称	22 老人福祉法による費用の徴収に関する規則による徴収額の免除
支援の内容	病気及び災害その他やむを得ない事情により負担金の納入が困難と認められる時は、その負担金を減額し、又は免除することができます。
活用できる方	養護老人ホーム入所者及び、その扶養義務者等の納入義務者
お問合せ先	健康福祉部高齢福祉課 024-575-1299